

平成 24 (2012) 年 3 月 2 日

陸 前 高 田 市

独立行政法人 都市再生機構

## 東日本大震災関係

### 陸前高田市が復興まちづくりの推進に向け協力を要請

～復興整備事業に係る協力協定締結～

3月2日、陸前高田市における復興まちづくりを円滑に推進するため、陸前高田市とUR都市機構は相互協力を確認する覚書を交換し、協力協定を締結しました。

#### 1. 概 要

陸前高田市で震災復興のまちづくりが始動しました。

3月2日、協力協定締結式が行なわれ、陸前高田市とUR都市機構の間で覚書を交換、協力協定を締結しました。

これにより、陸前高田市の高田地区及び今泉地区において、復興まちづくりを市とUR都市機構は協力して推進していきます。

#### 2. UR都市機構の支援

UR都市機構は、以下の地区について市街地整備事業及び災害公営住宅の整備等を推進するため支援していきます。

○高田地区

○今泉地区

#### 3. その他

- ・覚書（別添1）
- ・協力協定（別添2）
- ・次第（別添3）
- ・出席者（別添4）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

陸前高田市復興対策局 臼澤 電話0192(54)2111

UR都市機構 岩手震災復興支援事務所

支援調整第1チームリーダー 岡谷 電話019(604)3066(代)

陸前高田市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る復興  
まちづくりの推進に向けた覚書

陸前高田市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、陸前高田市における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興まちづくりの計画の策定
- 二 復興整備事業の実施
- 三 災害公営住宅の整備
- 四 その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。

3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 2日

甲 岩手県陸前高田市高田町鳴石4番地5  
陸前高田市  
市長 戸羽 太

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番1号  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 小川 忠男

東日本大震災に係る陸前高田市復興事業の推進に関する協力協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、陸前高田市における復興事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、陸前高田市における復興事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 陸前高田市震災復興計画に位置付けられた次の各号に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

- 一 高田地区
- 二 今泉地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（災害公営住宅の整備）

第4条 甲及び乙は協力して、東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）を整備する。

- 2 甲は、住宅の建設用地の選定を行うとともに、住宅の構造、戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画を策定する。
- 3 甲は、基本計画が策定された場合には、甲乙協議の上、乙にこれを示し、乙の実施する住宅の建設及び譲渡の業務（これらに附帯する業務を含めることができ

る。)の実施を要請することができる。

- 4 乙は、前項の要請があった場合には、乙の実施する業務について、甲乙間で協議し、その内容を決定する。
- 5 前項の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で別途契約を締結する。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定締結の日から平成31年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 2日

甲 岩手県陸前高田市高田町鳴石42番地5  
陸前高田市  
市長 戸羽 太

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番1号  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 小川 忠男



陸前高田市

別図

高田地区

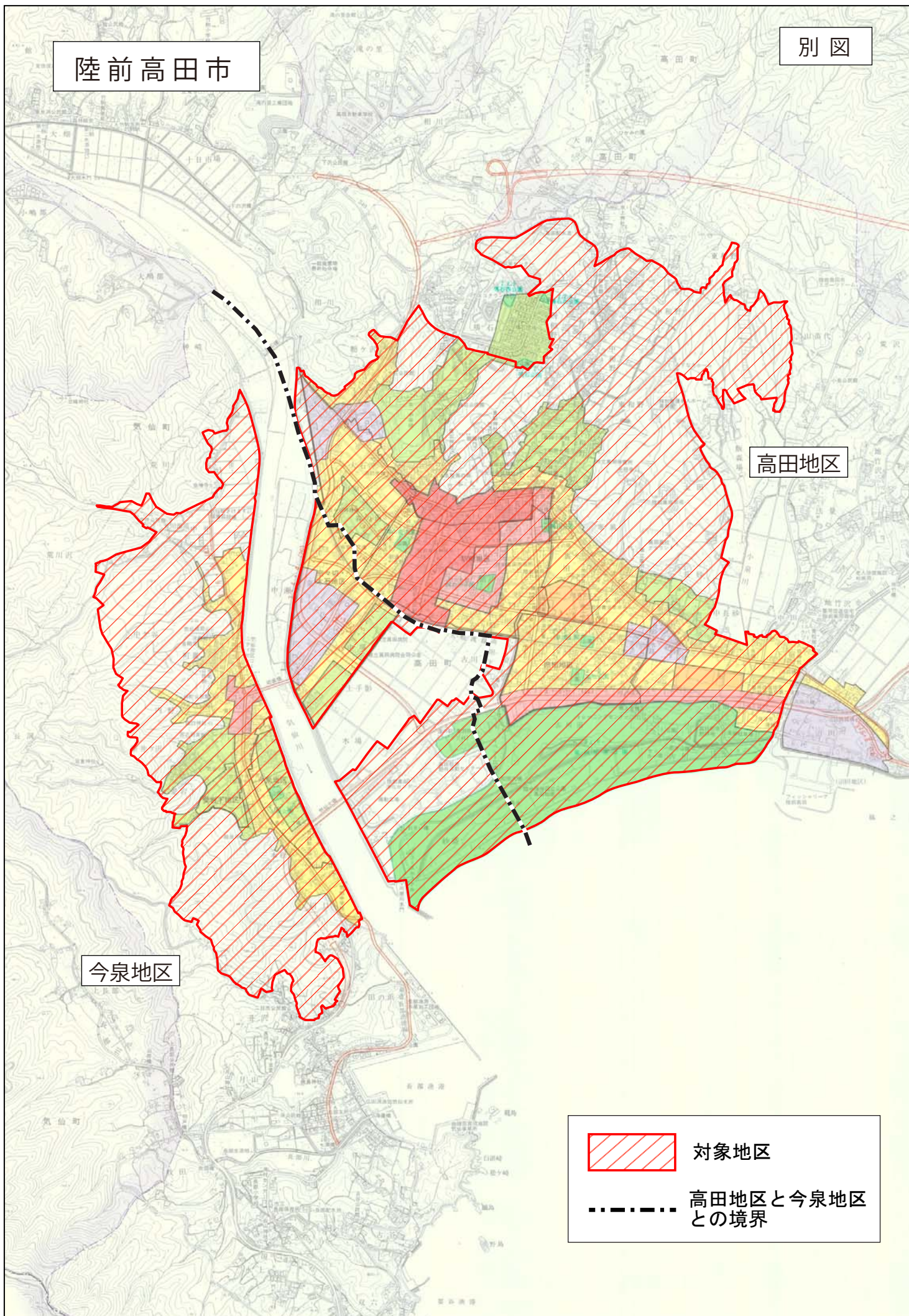
今泉地区



対象地区



高田地区と今泉地区との境界



## 陸前高田市復興事業協力協定調印式次第

日 時 平成24年3月2日（金） 午後3時30分

場 所 陸前高田市役所第3仮庁舎1階 会議室

1 開 会

2 出席者紹介

3 調 印

復興事業の推進に関する協力協定書への押印、交換

4 挨拶

陸前高田市長

独立行政法人都市再生機構 理事長

5 来賓祝辞

陸前高田市議会議長

復興大臣政務官

岩手県復興局長

6 閉 会

\* 引き続き記者会見

座席配置

陸前高田市復興事業協力協定調印式

津川祥吾様	復興大臣政務官	小川忠男様	(独) 都市機構理事	戸羽太	陸前高田市市長	伊藤明彦様	陸前高田市議会議長
-------	---------	-------	------------	-----	---------	-------	-----------

復興庁岩手復興局長  
井上明様

岩手県復興局長  
上野善晴様  
(代理) 沿岸広域振興局副局長  
水野尚光様

(独) 都市機構 特別参与  
小山潤二様

(独) 都市機構  
岩手震災復興支援事務所所長  
佐々木功様

岩手県沿岸広域振興局  
中村一郎様  
(代理) 大船渡土木センター所長  
高橋誠様

陸前高田市副市長  
久保田崇

陸前高田市企画部長  
菊池満夫

陸前高田市建設部長  
須賀佐重喜

陸前高田市復興対策局長  
蒲生琢磨

陸前高田市都市計画課長  
佐々木誠

報 道 関 係

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

--- 入り口 ---